

家具転倒防止器具取付事業のご案内

家具転倒防止器具を一世帯一回限り、最大3か所まで無料で取付けます

- 1 申請
 - ・在宅支援係（区役所3階4番）または、お近くの長寿サポートセンターで受け付けます。
 - ・対象者は、65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯の方です。
- 2 取付け器具の種類（3か所まで選択）
 - ①家具転倒防止ポール
 - ②家具転倒防止板
 - ③L字型金具
 - ④チェーン金具
 - ⑤連結用止め金具
 - ⑥食器棚扉固定器具
- 3 取付け日
 - ・取付を行う業者からご連絡します。
- 4 注意事項
 - ・器具取付け後のリフォーム等に伴う家具移動及び、転居に伴う原状回復・再取付けは、申請者で行ってください。
 - ・区内の転居に限っては、再取付けを承ります（取付けのみ。器具は初回取付け時のものに限る）。
 - ・器具の取付けは家具のみです。冷蔵庫・洗濯機・テレビ等の電化製品、ピアノ等の楽器類は取付けできません。
 - ・器具によっては、取付けにネジ・釘を使用しますので、持ち家以外の方は管理会社や、家主の方へ事前に許可を得てください。
 - ・経年に伴い、家具または壁の状態により器具等が緩むことがあります。器具の維持管理については、申請者の責任でお願いいたします。

[問合せ] 江東区介護保険課在宅支援係 ☎（3647）4319(直通)